

プール定期点検記録票(年度)

設置者	管理責任者	衛生責任者

1. プールの所有者等

施設の名称		点検日	年 月 日 ()
		点検者	
施設の所在地			
プールの設置者	(氏名)	(住所)	
連絡先	管理責任者名	(所属)	(氏名) (電話)
	衛生管理者	(所属)	(氏名) (電話)

2. プールの安全管理体制

監視員の氏名 (救急講習受講の割合) _____ %	
救護員の氏名 (救急講習受講の割合) _____ %	
救急講習会開催予定	

3. プールの維持管理体制

プール水の検査	自社・委託・該当無 (会社名:)
浄化設備の運転管理	自社・委託・該当無 (会社名:)
換気設備の点検・清掃	自社・委託・該当無 (会社名:)
空気環境の測定	自社・委託・該当無 (会社名:)
消毒剤等の管理	自社・委託・該当無 (会社名:)
日常清掃・大掃除	自社・委託・該当無 (会社名:)

4. プールの維持管理の点検

別紙のとおり

I 施設基準

	点検〔基準等〕項目	確認	備考
プールの設備	1 プール本体	不浸透性材料を用いること。	
		周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。	
		利用者が見やすいようにプール本体の規模に応じて適当数の水深表示を行うこと。	
	2 プールサイド、通路等	プール本体の大きさ、利用者等を考慮し、プールサイド、通路は十分な広さを有すること。	
		プールサイドの舗装材の材質は水に濡れた状態でも滑りにくい素材とすること。	
		通路は、不浸透製材料を用い、滑り止めの構造とすること。	
	3 給水設備	給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流を防止するため、吐水口空間を設けること。	
		常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるように専用の量水器等を設けること。	
	4 排（環）水口等	排（環）水口の吸い込み事故を防止するため、原則として排（環）水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置するなど、二重の安全構造とすること。	
		排（環）水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすること。	
		蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさとする等、材料の形状、寸法、材質、工法等についても十分に配慮すること。	
		吐出口についても、ポンプ停止時等に水を吸い込む現象が生じる場合があるため、蓋等を設置し、ネジ、ボルト等で固定すること。	
	5 消毒設備	プール水の消毒は、塩素又は塩素剤等の消毒剤を連続注入できるようにすること。	
		プール水中の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は、二酸化塩素濃度。以下同じ。）が均一になるように注入口数及び注入位置が調整され、有効な消毒効果が得られるような設備とすること。	
		液体塩素等などの消毒剤を用いる場合は、これを安全に保管でき、かつ、これによる危害の発生を防止できる構造設備とすること。	
		二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。	
		オゾン発生装置については、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。	
	6 浄化設備	消毒設備のほかに循環ろ過方式等の浄化設備を設けること。	
		浄化設備の能力は、利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるように設定すること。〔循環ろ過方式の浄化設備の能力は1時間当たり全量に対し1/6以上の処理能力であること。また、夜間に浄化設備を停止する場合は1時間当たり1/4以上の処理能力であること。〕	
ろ過装置の出口には、処理水質を検査するための採水栓又は測定装置を設けること。			
取水口等は、できるだけプール水の水質が均一になる位置に設けること。			
7 オーバーフロー水再利用設備	オーバーフロー水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。		
	唾液や痰を処理するためのオーバーフロー溝を設ける場合であって、そのオーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。		

	8 プールサイド等の区画区分	幼児用プールを含む複数のプールが設置され、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、幼児が大人用プールで溺れる等の事故防止のため、必要に応じて幼児用プールの外周を柵等で区分するなど、利用形態等に応じて、プールサイドを安全に区画区分すること。		
附帯設備	9 更衣室	更衣室は、男女を区別し、双方及び外部から見透かせない構造とすること。また、利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備とすること。		
	10 洗浄設備	シャワー設備は、更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設置し、かつ、通過式洗浄設備とすること。プールの利用者が遊泳前に効果的に洗浄でき、容易に排水ができる構造設備とすること。		
		洗浄に使用したシャワー水はプール水として再利用されない構造とすること。		
		プールサイドにうがいができ、遊泳者が唾液や痰を吐くための設備を設けること。また、洗面・洗眼できる設備及び遊泳者が衛生的に使用できる上がり用シャワーを設置すること。		
	11 便所	便所は、男女別に利用者数に応じた十分な数を設置すること。		
		便所の床は、不透水性材料を用い、かつ、水洗式の構造設備（かつ衛生的管理が容易に行える構造設備）とし、専用の手洗いを設置すること。		
	12 くずかご	適当な場所に十分な数のくずかごを備えること。		
	13 照明設備	屋内プール又は夜間に使用する屋外プールにあつては、水面及びプールサイドの照度が100ルクス以上になるような照明設備を設けること。		
	14 換気設備	屋内プールにあつては、炭酸ガスの含有率を0.1%以下に維持できる能力を有する換気のための設備を設けること。		
	15 消毒剤等保管管理設備	プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等の必要な資材を適切に保管管理するための設備を設けること。施錠可能な設備が望ましい。		
	16 監視室等	遊泳者の事故防止及び安全確保のため、プールの水域全体が見渡せるように監視室又は監視設備を設けること。		
		プール利用者の怪我や急病に備え、救護室、医務室等を設け、緊急時に直ちに対処できるよう、救命具、救急薬品等、ベッド、救急医療設備等を備え、床は耐水性とし、換気を十分にできるようにすること。		
	17 採暖室及び採暖槽	プールに附帯して採暖室又は採暖槽を設ける場合は、衛生的に管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。		
18 遊技等設備	危険防止のため、適切な構造設備のものとすること。			
19 観覧席	出入口を遊泳者のものと区別し、かつ、プールサイドとは、さく等で区画すること。			
20 放送設備	プール利用者に対する危険発生等を周知させるための手段として、放送設備を監視室等に併設すること。			
	緊急時等に監視員と管理責任者が円滑に連絡を行うための通信手段も確保すること。			
21 看板・標識類	利用に関する看板・標識類（施設の利用者の注意事項、利用時間、プールの見取図等）は、施設の入り口付近で目に付く位置に設置すること。			
	排（環）水口分を示す標識、排（環）水口に触れることや飛び込むこと、プールサイドを走ること等を禁止する警告看板等は、入場者全員の目に付く場所（プールの入口部とプールサイド等）に2箇所以上設置すること。			

II 維持管理基準

		点検〔基準等〕項目	確認	備考
管理	1 管理体制の整備	適切かつ円滑な安全・衛生管理のために、管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員からなる管理体制を整えること。		
プールの管理	2 プール水	新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。		
		プール水の温度は、22℃以上の設定とし、プール水の温度が均一になるようにすること。		
	3 換水	入替え式プールの場合、少なくとも5日に1回はプール水の全量を入れ替えること。		
		入替え式プールの全換水時には、汚染物を換水後のプール水に移行させないよう、排水後にプール本体を十分清掃すること。		
	4 浄化設備等の運転及び管理	浄化設備は、1日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。		
		循環ろ過方式による浄化設備のろ過装置の出口における処理水の濁度の検査を行うことにより、ろ過装置が正常に稼働していることを確認すること。		
	5 消毒	遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるようにすること。		
	6 水質検査	遊離残留塩素濃度については、少なくとも毎日午前中1回以上及び午後2回以上の測定（このうち1回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましいこと。）を行うこと。		
		水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については、毎月1回以上の測定を行うこと。		
		総トリハロメタンについては、毎年1回以上の測定（通年営業又は夏期営業のプールにあっては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高めの時期とすること。）を行うこと。		
水質検査の試料採水地点は、矩形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20cm及び循環ろ過装置の取入口付近とすること。				
7 水質検査不適合時の措置	遊離残留塩素濃度が0.4mg/lを下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を0.4mg/l以上としてから遊泳を再開すること。			
	水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。			
	大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が0.4mg/lを下回った場合には前述の措置を講ずること。また、0.4mg/l以上であった場合には、大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。			
プールの設備、 附帯設備等の維持管理	8 施設の点検・清掃等	プール本体、附帯設備その他の設備は、常に清潔に、かつ、使用に適する状態に維持すること。特に、プールサイド、更衣室（ロッカーを含む。）、便所その他利用者が使用する設備は、毎日1回以上の日常清掃を行うとともに随時点検を行うこと。毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、気温（室温）、水温、利用者数、水質検査結果（プール水の残留塩素濃度等）、施設の安全点検結果等を記載するプール管理日誌を備え、使用期間中は、管理日誌に毎日の状況等を記載し、これを3年以上保管すること。		
		1年のうち一定の期間に使用するプールにおいては、使用期間前には、大掃除を行うとともに、プール使用期間前に施設の定期点検を確実に行うこと。また、通年使用するプールについては、1年に1回以上の全換水・大掃除を行い、水を抜いた状態で施設の定期点検を確実にすること。なお、定期点検の結果の表については、これを3年以上保管すること。		

		特に、排（環）水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合は直ちに管理責任者に報告するとともに、プール使用期間前に修理すること。その時、吐出口についても、排（環）水口に準じた点検・整備を行うこと。		
	9 換気設備の維持管理	屋内プールにあつては、屋内の空気中の二酸化炭素の含有率が0.15%を超えないことを確認するため、2月以内ごとに1回、定期的に測定を行うこと。 空気中の二酸化炭素の含有率の測定方法は、施設内の適切な場所を選び、床上75cm以上150cm以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。		
	10 排（環）水口の維持管理	毎日のプール利用前後及び利用中の定期ごとに、目視、触診及び打診によって点検を行い、排（環）水口の蓋等が堅固に固定されていることを確認すること。		
	11 消毒剤等の管理	他の薬剤と混和しないよう、プールに使用する消毒剤を適切に管理すること。また、使用する薬剤が消防法（昭和23年法律第186号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。なお、プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスの漏出等による危害を防止するため、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法等の関係法規の規定を遵守し、適切に管理すること。 消毒剤及び遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、経時変化や温度による影響など考慮して適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。		
	12 循環系等の維持管理	プール水の循環系統は随時清掃し、常に清浄を保つこと。また、新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。		
	13 洗浄水の温度	シャワー水等に用いる洗浄水については、利用者が快適かつ効果的に洗浄できるように、温水を使用するなど、温度を適切にすること。		
	14 排水の配慮	プール水、シャワー水等の排水に当たっては、環境保全に十分配慮すること。		
	15 エアロゾルを発生させやすい設備等の管理	気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長）等を参考にして、適切に管理すること。その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。		
プールの利用等の管理	16 利用者数	水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。 利用者数は、プールの構造設備に見合ったものとし、利用者の安全や施設内の衛生が損なわれるおそれのある場合には、利用者数の制限等必要な措置を講ずること。		
	17 利用者に対する指示事項	遊泳を通じて人から人に感染するおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者には、遊泳させないこと。また、単独での遊泳が困難な者には付添者を求めること。		
		他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのある物をプールに持ち込ませないこと。なお、飲食物等をプールサイドに持ち込む場合には、プール及びプールサイドを汚染しないようにさせること。		
		遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を徹底させること。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。		

